

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

平成23年11月14日（月）午後2時から開催された第20回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

### 出席した委員

相原惇一，海野要三，大石司朗，大谷直人，大多和暁，勝山啓子，後藤正治，桜井典子，林享男，原田保孝，安岡元彦（五十音順，敬称略）

### 議事

#### 1 裁判員裁判について

##### （1）法曹三者による説明

裁判員裁判について，静岡地方裁判所木地寿恵裁判官，静岡地方検察庁中畑知之検察官及び静岡県弁護士会諏訪部史人弁護士からそれぞれ説明が行われた。

##### （2）意見交換（○：委員，△：説明者）

△ 裁判員裁判終了以降，裁判員経験者同士が連絡を取り合う希望があれば，裁判所が仲介役となって連絡できるようにしている。

メンタルサポートについては，裁判員に選任された当日にパンフレットを配布し，さらに，電話相談，ウェブ相談，カウンセリングが，選任されたその日から無期限に利用できますというアナウンスをしている。

○ 弁護士説明者によると証拠開示が不十分であるとのことだったが，検察庁としては，積極的に取り組んでいる。ただし，証拠によっては，個人のプライバシーに関わるものもあり，中には，自分の名前を出さないことを前提に情報提供される方もいるので，弊害があるものは開示できないが，それ以外は，審理を充実させるため，積極的に開示している。

○ 弁護士説明者の話が，争点整理の段階で証拠の開示が不十分ではないかという懸念，また，裁判が始まってから弁護士側が知らなかった証拠が検察側から提出されたのでは弁護士側が不利な立場になってしまうという懸念というものなら，今の検察官の話を聞くと，そのような懸念はないと私としては思うが，どうなのか。

△ 弁護士としては，先に争点ありきではなく，証拠そのものから何が争点となるのかを考えるに当たり，すべての証拠を弁護側も見た上で判断する必要があると考えている。

△ 証拠開示は，要件が法律で定められており，検察庁ではそれに則って行っている。どのような場合に証拠開示が認められるかという点，一定の種類の証拠は開示しなければならないという，類型証拠というものがあり，例えば，被告人の供述調書や証人として予定している人の供述調書などがあるが，これらは全部開示している。さらに，主張関連証拠というものがあり，これは，弁護人がある主張をするという場合，その主張に関連する証拠全部は開示するというものである。検察庁としては，かなり柔軟な開示を行っている。

○ 弁護人がこういう争点で争いたいという主張をするときには，それに関連する証

拠はすべて開示しなさいということが法律で定められているのであれば、それで良いと思う。

△ 弁護人側には、どのような証拠があるのか全く分からない状況にあるため、一つの案として、証拠の一覧表があれば、その中からピックアップすることもできるので、制度論、立法論としてこのようなやり方も必要ではないかということも検討している。また、類型証拠といってもなかなか類型に当てはまらないものもあり、例えば、警察官が現場で聴取した証拠をどのように評価するかという問題もある。実際にはかなり開示してもらっているが、類型に該当しないということで争いになることもある。

○ 裁判員裁判の施行を機に刑事訴訟法が改正されたことで、証拠開示に関しては大幅に前進したことは間違いない。しかし、検察官と弁護士で見解の違いが、なお残っているところもあると思われる。裁判員裁判の経験をする中で、弁護人は、開示してもらいたい理由を具体的に述べ、検察官も開示できない理由を具体的に述べるという形で、議論を積み重ねていけば、完全とはいかないまでも、開示自体が争点になるということとはなくなっていくと思われる。

○ こういうことはないと思っているが、証拠の組み合わせによって、有罪・無罪の理論の組み合わせも変わってくるということはあるのか。

△ 起訴の段階で、証拠について十分に吟味して起訴すべきかどうかを判断しているので、少なくとも実際にそのようなことはないと言えるよう、努力している。

○ 私は理論科学を研究しており、そこでは、過去の事実関係を洗って新しい事実関係を見つけるといってもしているが、大発見というものは、関連がないであろうという事実間に新しい関係を見付けるといことである。取捨選択を余りやると、その視点が落ちてしまうということがある。

○ 守秘義務の軽減とは、具体的にどのようなことか。

△ 裁判員裁判が終わっても、営利の目的で話をすると刑罰が科せられることがある。これは、このような担保をしておかないと、評議において自由な発言ができなくなるという懸念に基づいて定められたものである。しかし、例えば、評議の内容を検証するとか、制度の在り方を検証するとか、学術的に資料を採取するとかという観点からすると、評議でどのようなことが行われたかということを知るべき場合もあるのではないかとと思われる。さらに、重い守秘義務を一生背負って行くことは、心理的に非常に重い枷をはめられることになるため、裁判員を引き受けてくれる人へのプレッシャーになりやしないかという懸念もある。このため、守秘義務についての負担の軽減が必要ではないかという指摘がされているというものである。

ただ、先日静岡で行われた裁判員経験者の意見交換会では、守秘義務は当然必要であり、負担もないという裁判員経験者がいたので、さらに検討が必要だと考えている。

○ 私の持っている裁判員裁判のパンフレットには、午前に裁判員を選任し、午後から裁判が始まるとあるが、これは性急すぎるのではないかとと思われる。先程、裁判官説明者が話したように週末に選任手続を行い、翌週から審理に入るという静岡の取組のように、最小限これくらいの余裕を持って実施してもらいたいと思う。この

日程であれば、選任されてから裁判が始まるまでの間、裁判についての勉強もできる。

裁判員に対する推定無罪の原則や関係法令についての説明は、どの段階で行っているのか。

△ 推定無罪は刑事裁判の大原則であるが、この説明は、裁判員の選任手続でくじに当たった方に対し、その日のうちに裁判長が説明を行うことになっている。さらに、そのときに説明が済んだからもうそれきりというのではなく、審理の合間にも、このようなルールがありますということは何度も何度も話している。また、関係法令の説明については、必要に応じて検察官や弁護人が審理の中で行っており、裁判官も補足して説明している。

選任と審理を同じ日に行うかどうかについては、お勤めの方は、平日を1日挟んでその間に会社に説明したいという希望が多い。しかし、お仕事をお持ちでない方にとっては、早く始めて早く終わらせたいという方がいるのも事実であり、一長一短という感じである。裁判が始まるまでに1日でも間がある場合には、あらかじめ送付したパンフレットをもう一度読んでおいてもらうようお願いしており、選任から審理へと円滑に移るようにしている。今お話があった委員の意見を始め、裁判員からのいろいろな意見を採り入れていき、走りながら改良しているという実情である。

○ 裁判員としては、1件しか担当しないのと2件、3件と担当するのでは心構えなどがだいぶ違ってくると思われる。そこで、裁判員選任の方法として、ある一定の期間を決めて半数ずつ交替するやり方も考えられるが、どうか。

△ 任期を決めて事件を担当していただくという方法は、裁判員の精神的な負担は少なくなると思うが、裁判に慣れてしまうと、いわゆるプロ化していくようなところもあるのではないかと思われる。一件一件に新鮮な感覚を取り入れていくことが必要ではないかと思う。

△ 基本的には裁判官説明者と同意見であり、1回限りの機会と向かい合うということ、もちろん生涯にわたって2回、3回と選ばれる可能性もあるが、1回限りという気持ちで目の前にいる人、目の前に出された事実に対して真剣に向かい合うことに意義があると思っている。

○ 私は、前任の東京地方裁判所立川支部で2件の裁判員裁判を担当し、静岡地方裁判所に異動してからは、現在まで15件の裁判員裁判を担当した。裁判員の中には、感情的だったり、適当にやっている人もいるのではと思われる方がいるかもしれないが、決してそのようなことはない。裁判員の方たちは、きちっと理論的に考え、意見を述べている。

裁判員が評議の中で行っている大半のことは、いろいろな証拠に基づく事実認定であり、これは常識がある人ならだれにでもできる。裁判員6人と補充裁判員2人の方々は、年齢、性別、経験など様々なため、いろいろな見方が出される。裁判員制度は非常にうまくいっていると思っている。

○ 裁判員裁判が始まった当初、裁判所はとても丁寧な審理をしてくれた。静岡では、ずっと丁寧な審理が行われているが、ただ、裁判官には長年染みついたものもある

ようで、他の裁判所では、感覚が元に戻ってきているのかなという感じがある。初心を忘れず丁寧な審理を行ってほしい。

量刑分布を見ると裁判員の量刑は、裁判官と比べて山のピークが右側、重い方にあり、裁判員裁判では量刑が重くなっているという感じがする。

○ 殺人や性犯罪については、1年から2年くらい裁判員裁判の方が重いという感じがある。このことは、良いとか悪いとかということではなく、裁判員裁判を取り入れたことによって現れた量刑感覚が従前の裁判とは違うということだと思う。

△ 量刑の傾向については、日弁連を中心に分析が行われているが、裁判官だけの場合と比べて裁判員裁判は、性犯罪と傷害致死は重め、強盗致傷と放火は逆に若干軽めであり、殺人未遂については執行猶予が増えているというような傾向が顕著に出ている。これらの傾向をどう評価するかについては、個人的には、裁判員裁判として市民の感覚でこのような量刑となったというのであれば、これで良いと思っている。ただ、若干懸念しているのは、裁判員裁判で裁判をやるかやらないかについて被告人に選択させる権利を与えようという議論もあるということである。これは、弁護戦略として、量刑が重い傾向の犯罪は裁判員裁判を回避したいという考えによるもので、このことは弁護士としては、当然だという考えもかなり多くあるが、個人的にはこの考えは少し問題があると思っている。なぜなら、量刑の軽重は裁判の中で決着をつけるものであり、裁判員裁判という市民参加の裁判には、量刑の軽重に勝るとも劣らない意義があるからである。また、選択権を認めてしまっただけでは、裁判員裁判の制度の定着の瓦解につながる危険性の方が高いと思われる。

○ 分かりやすい裁判にするために、素人の方に1から説明するということは、これまでになかったことだと思う。ビジュアル的な方法や資料の作成に工夫されているとのことだが、このことが負担となっていないのか。

△ どういうやり方をすれば自分の主張を理解してもらえるかについての研究を弁護士会でも進めてきており、実践を踏まえたフィードバックも進んできている。自分の主張を書いた書面を裁判員に読んでもらえば楽ではあるが、そうではなく、苦労はあるが、自分の言葉で口頭で説明して理解してもらうことにやり甲斐や充実感を持てるようになっている。当初は、説明を補助するためにはグラフや図をプレゼンテーションソフトで示すことが不可欠だという議論があり、自分の言葉に合わせて文字や絵が飛び出てくるような画面で説明していた時期もあった。ところが、裁判員は、画面ばかりを見るようになって、こちらの話すことを聞いてもらえず、ポイントを書いたレジュメだけの方が話を聞いてもらえることが分かったので、プレゼンテーションソフト等は全く使わないという弁護士も増えてきた。このようにツールに過度に頼らない傾向にあり、むしろ頼ることに問題があるという流れになっているのが実感である。

○ 裁判員裁判の実施には、裁判員の選任に始まって、公判、アフターケアと、裁判所だけでなく、検察官側や弁護士側にも人手が掛かっているようだが、全体に掛かる人員や予算が増えたということはあるのか。

○ 裁判員裁判対象事件は、これまでも3人の職業裁判官でやってきたので、その意味では、事件を担当する裁判官の人数は変わらない。ただ、裁判員の選任など、新

たに行う事務も増加したので、一定の増員は行ってきた。

- 裁判員制度は、大きな変革であり、市民の注目を集めている制度である。態勢が整っていないと形骸化して、せっかく作った制度が元に戻ってしまうのではないかという懸念もある。

社会の捉え方が成熟していくと、特に可視化という問題についても、もっと関心が進んでいくと思う。

## 2 これまでの地裁委員会を振り返って

- 今回の委員会をもって多くの委員が任期満了となるため、これまでの地裁委員会を振り返って、感想、提言など一言お願いしたい。
- この4年間、表面からしか見ていないかもしれないが、刑務所など幅広い勉強もできた。裁判員裁判については、どうなるかと不安もあったが、今日の話も聞くと、だんだん定着してきたと思う。問題点などは若干残っているが、成功に向かっていくと思う。
- 裁判員裁判は導入前にはジャーナリズムでも侃々諤々の議論が出ていたが、現在は余り出ていないのは、上手く導入できたからだというように、本日、3人の説明者の話を聞いて思った。

裁判員経験者によるアンケートで、裁判員裁判を経験して満足またはどちらかといえば満足が95%だということだが、裁判員をするのが全く嫌な人は、候補者に選ばれても、そもそも裁判所に来ない。裁判所に来る人は意欲や責任感があるので、95%という数字は、多少割り引いて考えた方が良い。例えば、商品についてのアンケートでも、その商品を買った人は、自分が買った手前、満足度の高い方に答えるのが人間の心理である。裁判員裁判でも参加した裁判員は、多少の不満があったとしても、満足したかどうかという単純な質問に対しては、大事な仕事を経験した以上、満足したと回答する。一般的にこのようなアンケートは満足度の高い方に出るので、割り引いて聞いた方が良い。とはいえ、裁判員の方たちは、非常に真剣に取り組んでいただいているとの話を聞いて安心した。

量刑については、最近の殺人事件の新聞報道でも、求刑より裁判員裁判の判決の方が重かったというものがあつたし、先程も裁判員裁判の方が重くなる傾向にあるとの話だが裁判員裁判の方が量刑が重いのが市民感覚であるのなら、私としては、従来の裁判よりも多少重くなっても、それはそれで良いのではないかと思う。

- いろいろな意見を聞くことができ、楽しい会だった。地裁委員会の発足の経緯からすると、本来は裁判所にいろいろな提言を述べていくというものであるが、何も知らないので勉強で始まり、勉強だけで終わってしまったという若干の不満はある。地裁委員会は、裁判員制度を含めた司法制度改革の中で第三者委員会を作るということになったとき、裁判所内には委員会があつて自分たちでやっていけますということで行われたものであり、委員会ではいろいろな意見を申し上げなければ制度発足の趣旨からはおかしいので、今後は、新しい委員によって充実した委員会となるよう、私としては後に託したいと思っている。
- 普段とは本当に異質の世界であり、裁判用語も分からないという素人だが、印象に残ったのは、刑務所に行ったこと、被害者の心理的不安にケアがあまりされてい

ないということだった。地裁委員会は一般市民に感心を持たせるところということでは、とても大切な会であると思うので、一人の人間が長く委員をするよりも、いろいろな人に経験してもらって地道に広げて行くのが良いと思う。良い勉強になった。

- 弁護士なので、司法関係には毎日携わっているが、久しぶりの刑務所見学などの勉強もさせていただき、とても有意義だった。先程、地裁委員会の意義についての話があったが、委員会の存在意義は、裁判所への課題などの提言なので、勉強会で終わってしまったのは少し残念だという思いはある。

三権分立と言っても裁判所の予算や裁判官や職員の人数など、まだまだ課題があると思う。

このような機会で皆さんと一緒に勉強できたことは良かったと思っている。

- 模擬評議をやらせていただいて、判決を決めることは本当に大変なことだと実感として分かったのは大変良かった。検察審査会のことや犯罪被害者の会など、いろいろなことが分かった。私の方が勉強させていただいたので、委員としての責任の重さを感じている。今後、所属する職場などに還元していきたいと思っている。
- 刑務所は印象的だった。裁判所の裁きによって中に入るか入らないかが決まるといって、法治国家の基盤の要の部分であり、きちんと見ていく必要があると思った。裁判員裁判については、形だけ見ていたというところもあったが、これからはもっと中身も見えていく必要があると気付かせてもらった。
- それぞれ指導的な立場にある方たちから最新のレベルの知識を話していただき、これらの勉強ができたということは非常に大きいことだと思う。異質の社会を勉強させていただき、非常に良い経験だった。私自身、法学の勉強は結構好きだが、刑務所については、カルチャーショックを受けた。
- 大半の方が任期満了ということで、お疲れさまでした。事件を離れた立場の方々から大所高所から貴重な意見をいただいた。
- このメンバーでの委員会のテーマは、裁判員裁判に関するものが大半を占めていたと思われるが、このことは、裁判員制度が世上で大きな話題となったというだけでなく、裁判員裁判が裁判所にとってこれまでにない大きな改革であるからでもあると思っている。もちろん裁判員裁判の対象は刑事事件に限られるが、今後、裁判官が世間に対してどう説明責任を果たしていくのかを考えると、裁判員制度の意義は、裁判所の事件全体に及ぶと思われる。

地裁委員会自体について申し上げますと、地裁委員会は裁判所の委員会ではあるが、裁判所の事務だけに焦点を当てて見ても、それは非常に狭いところに留まってしまうと思われる。裁判というもの、ユーザーは国民であり、また、隣接領域の方々も含め、多くのプロが関与するので、高い視点で議論しようとするれば、裁判官の仕事や書記官の仕事だけを見ても、多分、十分な議論はできないだろうと思われる。先程来お話に出ている刑務所の問題や犯罪被害者の問題というのは、裁判所の敷地の外について目を向けているいろいろな議論をいただいたものであり、私としては、これらについても地裁委員会の持っていた元々の機能から決してはずれたものではないと思っている。今後、地裁委員会を開催するに当たり、どのようなテー

マ、どのような具体的なプランニングで行うか、あらためて考えて行きたいと思う。

**3 次回テーマ，次回期日**  
未定